

耐震改修促進法の改正に伴う耐震診断の義務化等への対応について

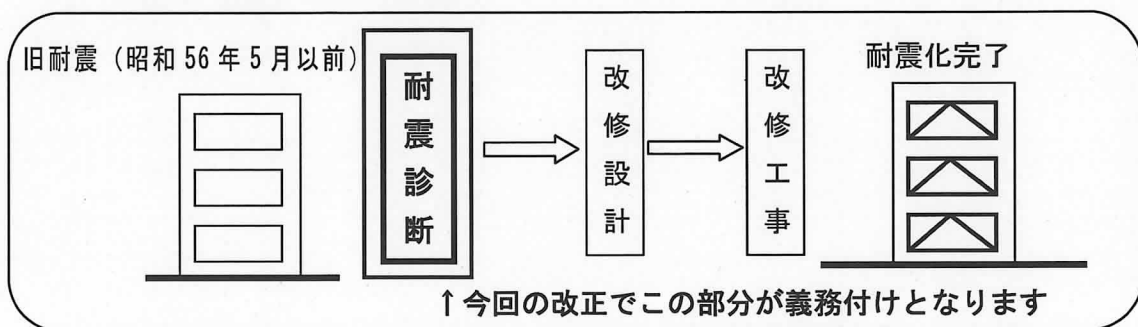
1 耐震改修促進法の改正概要

国の被害想定*で、今後、東日本大震災を超える被害発生がほぼ確実視され、耐震化の一層の促進が必要であり、**耐震診断の義務化**等を含めた改正法が平成 25 年 11 月 25 日に施行されました。(5 月 29 日に公布)

※南海トラフ巨大地震や首都直下型地震の被害想定

【参考】法制度上の耐震診断の義務化

～建築物の耐震化までの流れ～



耐震診断を義務付けられる建築物は、定められた期限までに耐震診断を実施し、その結果を市長に報告します。市はその内容（建物の位置、耐震診断の結果、改修等の予定など）を公表します。

	A 法で定める用途・規模による義務化	B 知事又は市長の道路指定による義務化
開始時期	法施行日（11 月 25 日）	知事または市長が定める時期
報告期限	平成 27 年 12 月 31 日	知事または市長が定める時期
対 象	①多数の者が利用する建築物で大規模なもの ②避難弱者が利用する建築物で大規模なもの ③一定量以上の危険物を取り扱う建築物で大規模なもの 想定棟数 約 120 棟	◆災害時の通行を確保すべき道路沿いの建築物で一定高さ以上のもの 「一定高さ以上」の考え方
費用負担	耐震診断の義務化に伴う診断費用は、国から 10/10（国 1/2、地方 1/2）の負担が求められている。	

2 本市の対応

(1) 耐震診断を義務付ける道路の指定（「**B**」知事又は市長の道路指定による義務化）」

地震時に建物が倒壊し、道路が閉塞されることによる通行障害を防ぐため、地震発生直後から応急・救急活動で利用される道路を耐震診断義務付け道路として指定し、耐震化を促進します。

【指定する道路】 緊急交通路指定想定路線

【開始時期】 平成 25 年 11 月 25 日（法施行と同日）

【報告期限】 平成 28 年 12 月 31 日

【想定棟数】 約 580 棟

～耐震診断義務付け道路の指定に関する市民意見募集の結果～

【募集期間】 平成 25 年 11 月 1 日（金）～平成 25 年 11 月 15 日（金）

【意見件数】 21 件

【主な意見】・災害時の緊急車両の通行に支障が出ないように、周辺建物の耐震化を促進していくことは大変重要であり、耐震診断を義務付けることに理解はできる
・資金等の事情により、実施が難しいので、補助金等で所有者の負担を軽減してほしい

(2) 耐震診断義務付け対象建築物の所有者支援

建物所有者は早急な耐震診断の実施が求められ、また、違反ではない建築物に公益的な観点から義務を課すことなどから、次の支援を行います。

①耐震診断補助

耐震診断の補助を 10/10(国 1/2・市 1/2) に拡充^{*}します。

^{*}建築物の図面が無い、構造が複雑等の場合は自己負担が発生することがあります。

②耐震改修設計、工事費

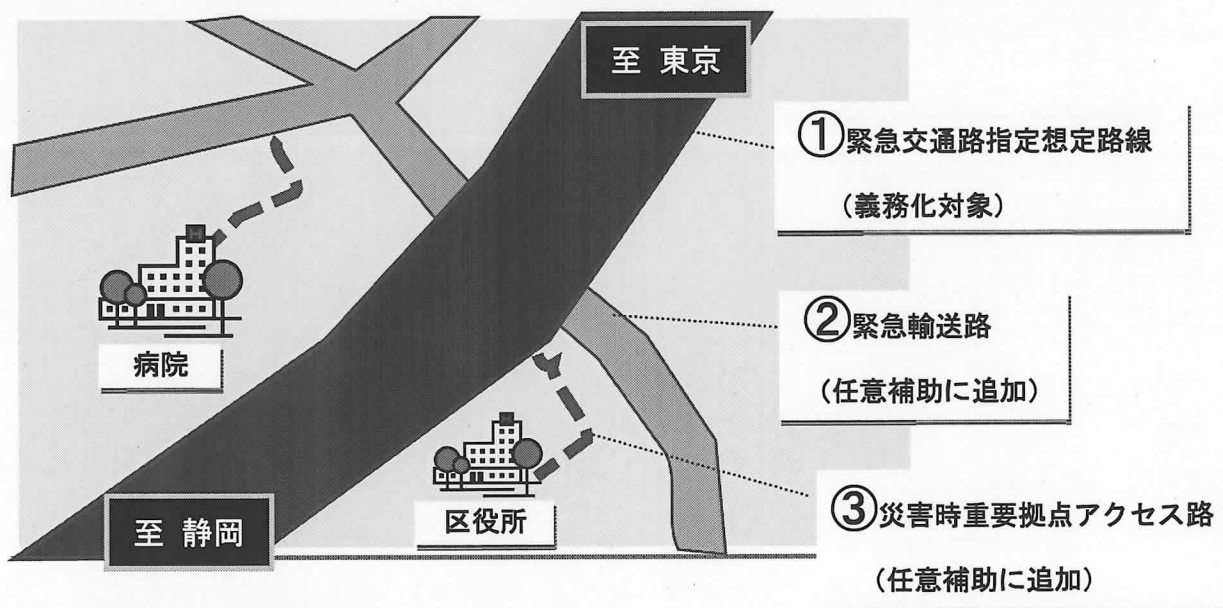
耐震改修については、平成 26 年度の予算の中で検討します。

		〈現行〉補助率	⇒	補助率	事業期間
耐震診断		2/3(国 1/3、市 1/3) 上限 360 万	⇒	《拡充》 実質 10/10 (国 1/2、市 1/2) 上限なし [*]	A 2年間
					B 3年間
改修設計		2/3(国 1/3、市 1/3) 上限 360 万	⇒	検 討 中	概ね 9 年間
改修工事	用途・規模	1/3(国 11.5%、市 21.8%) 上限 2,000～5,000 万円	⇒	検 討 中	概ね 9 年間
	義務化路線	2/3(国 1/3、市 1/3) 上限 2,000～5,000 万円	⇒	検 討 中	

(3) 緊急輸送路、災害時重要拠点アクセス路沿道の建築物への支援

耐震診断の義務は課しませんが、震災が発生した場合において、消火、救出、救助等で重要な役割を果たす緊急輸送路及び災害時重要拠点アクセス路を新たに補助対象とします。

【参考】緊急交通路指定想定路・緊急輸送路・災害時重要拠点アクセス路のイメージ



①緊急交通路指定想定路線

- ・県公安委員会が指定する、災害応急対策のために通行を確保する路線
- ・大地震発生直後から救急救命活動、緊急支援物資輸送等の大動脈となる重要路線
- ・県、市が『耐震改修促進計画』に位置付ける、災害時に通行を確保すべき路線

②緊急輸送路

震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（これらを「緊急車両」といいます）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。緊急輸送路は、道路状況に応じて、順次見直されます。

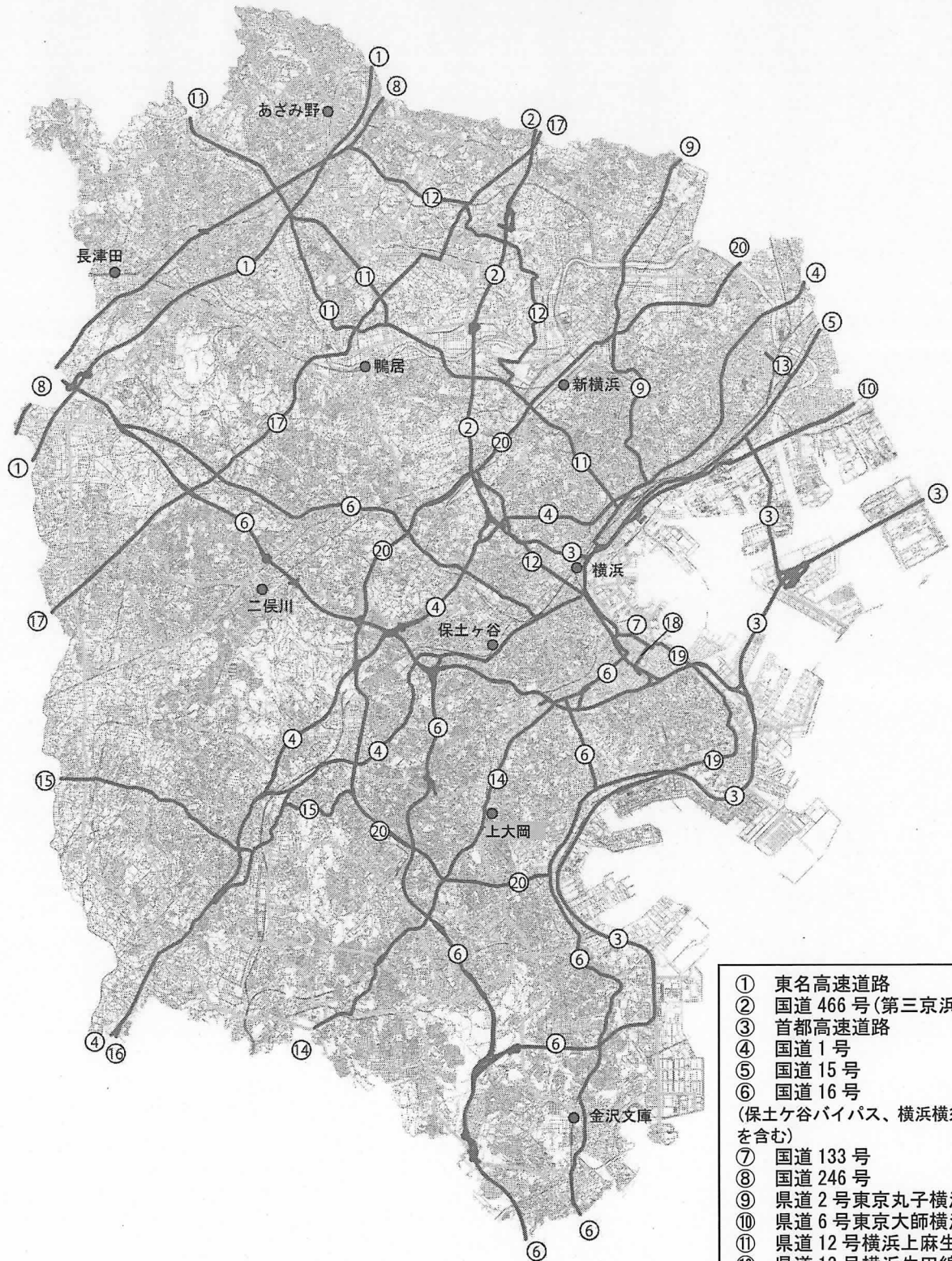
③災害時重要拠点アクセス路

緊急輸送路を補完するものとして、区役所や土木事務所、消防署、主要な病院等、災害発生時の拠点となる建築物から緊急交通路又は第1次緊急輸送路に至るまでの路線です。

3 関係者への周知

5月に改正された耐震改修促進法の公布を受け、8月より建物所有者へ法改正の概要などの情報提供を開始しました。期限内に耐震診断を終えるには建物所有者の理解が何よりも重要であるため、引き続き沿道建築物の所有者に対して、個別に訪問し、耐震診断の義務化が開始されたことの周知や耐震診断の実施の働きかけを行っていきます。

【参考】緊急交通路指定想定路線図



- ① 東名高速道路
- ② 国道 466 号(第三京浜道路)
- ③ 首都高速道路
- ④ 国道 1 号
- ⑤ 国道 15 号
- ⑥ 国道 16 号
(保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路を含む)
- ⑦ 国道 133 号
- ⑧ 国道 246 号
- ⑨ 県道 2 号東京丸子横浜線
- ⑩ 県道 6 号東京大師横浜線
- ⑪ 県道 12 号横浜上麻生線
- ⑫ 県道 13 号横浜生田線
- ⑬ 県道 14 号鶴見溝ノ口線
- ⑭ 県道 21 号横浜鎌倉線
- ⑮ 県道 22 号横浜伊勢原線
- ⑯ 県道 30 号戸塚茅ヶ崎線
- ⑰ 県道 45 号丸子中山茅ヶ崎線
- ⑱ 横浜市道みなと大通り線
- ⑲ 横浜市道山下本牧磯子線
- ⑳ 横浜市道環状 2 号線